

燕石彙志

馬亭

15
1492
1

門 5
號 1492
卷 1

飯臺簞笠立公羽著

燕石雜志

書行文金堂梓



35.2.1
書



燕石雜志序



石非石荆玉非玉玉之多于天下
瑤琅玕皆玉也然加一荆字者撫
連城為萬乘器矣石之為物亦
若何限也無性非石然流一石字
為人捨我取之物未凡人莫不知
玉勝於石而取懷之得罪者多矣
不若傳石為文韻致於今之高
也曲高馬琴子隨筆名以燕石蓋

人所捨不顧我氣為珍之意一日
神之來示余為奪其帙上自天
文廟堂之十一至與地里卷之細與
不有馬援古証人解惑釋疑又
間以佳話奇誤以所實為事讀
者皆忘倦筆端不測聲也米家底
密峰峙以年岫洞玲瓏弄之似雪
蒸霧噴奇怪子小多態不能
手措也抑美則死之用見之捨在

人之性情皆相同摘鼻造目橫人
面不異為豕既已以此編之美而
不謂捨之則世人亦死也死之
馬琴縱欲獨自取令人捨之何
有耳浪華書實文之至者在江戶也
空萬為堂之美之曰請梓行
不見果人不捨得也此篇一出
于上爭省者皆爾美之不能
措矣亦如余其書愛美之矣

馬考性灑澤氏其先出於三河
有祖先亦三河人也故余於馬考
之空乃望音之與乃曾祖名興也
卷武藏涼玉人真中全直次子
諱興吉為嗣其出生於源賴政
勇區猶隼太守資興吉子諱興
義通兵法善擊劍射騎馬考者
其孝子也少愛讀書長好著作
自名其堂曰著作之維或擇史

以談無一毫涉淫猥象風化其志
在使後世知脩其身齊之家全其名
節矣不亦大勝夫腐儒輩頭中
深名與卑比據枳梧張門之象徒
弟講理漢性排彼罵此好為人
師一終無益名教者乎文全弟友
二書賈與馬考同諱冠余言於此
編遂以此為序

文化七年庚午上元日

北山老逸撰

小笠原史書

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '北山老逸撰' and '小笠原史書'.

茨石雜誌總目錄

卷之壹

- ① 日の神
- ② 更鐘
- ③ 正五九月
- ④ 丙午
- ⑤ 十二獸
- ⑥ 奴婢之
- ⑦ 古評の訛
- ⑧ 人に贈るの評

卷之貳

- ① 関雲長
- ② 漢壽亭侯
- ③ 早鬼大臣
- ④ 五噫歌
- ⑤ 惟の
- ⑥ 房銭
- ⑦ 夕立
- ⑧ 物の名
- ⑨ 檀那
- ⑩ 白人
- ⑪ 苗字
- ⑫ 九尾
- ⑬ 大人先生
- ⑭ 詩歌吉凶

卷之二

- ① 鬼神餘論
- ② 蟬丸
- ③ 關東
- ④ 惡禪師
- ⑤ 正儀義隆
- ⑥ 關東方言
- ⑦ 鬼神餘論
- ⑧ 八幡右郎
- ⑨ 浅草事實
- ⑩ 地名の訛謬
- ⑪ 四時代謝
- ⑫ 挑方郎
- ⑬ 鬼大手柄
- ⑭ 一休詠評
- ⑮ 夕の花
- ⑯ 折端
- ⑰ 狂歌
- ⑱ 六郷橋
- ⑲ 情死
- ⑳ 西江月
- ㉑ 聯句連歌
- ㉒ 陰陽之數
- ㉓ 家訓稿餘
- ㉔ 長祿
- ㉕ 字體
- ㉖ 俗字考
- ㉗ 猿猴生贖
- ㉘ 浦嶋之子
- ㉙ 花咲翁
- ㉚ 舌切雀
- ㉛ 西鶴
- ㉜ 羽川珠重
- ㉝ 實語教
- ㉞ 我末也
- ㉟ 天祿獸
- ㊱ 伊豆の海
- ㊲ 龜
- ㊳ 龜
- ㊴ 龜
- ㊵ 龜
- ㊶ 龜
- ㊷ 龜
- ㊸ 龜
- ㊹ 龜
- ㊺ 龜
- ㊻ 龜
- ㊼ 龜
- ㊽ 龜
- ㊾ 龜
- ㊿ 龜

卷之三

- ① 團頭
- ② 蕪入
- ③ 猴蟹合戦
- ④ 俗咒方
- ⑤ 田之恠
- ⑥ 奇異
- ⑦ 縣神子
- ⑧ 塞翁馬
- ⑨ 相撲取黒船
- ⑩ 西鶴
- ⑪ 羽川珠重
- ⑫ 實語教
- ⑬ 我末也
- ⑭ 天祿獸
- ⑮ 伊豆の海
- ⑯ 六郷橋
- ⑰ 情死
- ⑱ 西江月
- ⑲ 聯句連歌
- ⑳ 陰陽之數
- ㉑ 家訓稿餘
- ㉒ 長祿
- ㉓ 字體
- ㉔ 俗字考
- ㉕ 猿猴生贖
- ㉖ 浦嶋之子
- ㉗ 花咲翁
- ㉘ 舌切雀
- ㉙ 西鶴
- ㉚ 羽川珠重
- ㉛ 實語教
- ㉜ 我末也
- ㉝ 天祿獸
- ㉞ 伊豆の海
- ㉟ 六郷橋
- ㊱ 情死
- ㊲ 西江月
- ㊳ 聯句連歌
- ㊴ 陰陽之數
- ㊵ 家訓稿餘
- ㊶ 長祿
- ㊷ 字體
- ㊸ 俗字考
- ㊹ 猿猴生贖
- ㊺ 浦嶋之子
- ㊻ 花咲翁
- ㊼ 舌切雀
- ㊽ 西鶴
- ㊾ 羽川珠重
- ㊿ 實語教

卷之五

- ① 俗咒方
- ② 田之恠
- ③ 奇異
- ④ 縣神子
- ⑤ 塞翁馬
- ⑥ 相撲取黒船
- ⑦ 西鶴
- ⑧ 羽川珠重
- ⑨ 實語教
- ⑩ 我末也
- ⑪ 天祿獸
- ⑫ 伊豆の海
- ⑬ 六郷橋
- ⑭ 情死
- ⑮ 西江月
- ⑯ 聯句連歌
- ⑰ 陰陽之數
- ⑱ 家訓稿餘
- ⑲ 長祿
- ⑳ 字體
- ㉑ 俗字考
- ㉒ 猿猴生贖
- ㉓ 浦嶋之子
- ㉔ 花咲翁
- ㉕ 舌切雀
- ㉖ 西鶴
- ㉗ 羽川珠重
- ㉘ 實語教
- ㉙ 我末也
- ㉚ 天祿獸
- ㉛ 伊豆の海
- ㉜ 六郷橋
- ㉝ 情死
- ㉞ 西江月
- ㉟ 聯句連歌
- ㊱ 陰陽之數
- ㊲ 家訓稿餘
- ㊳ 長祿
- ㊴ 字體
- ㊵ 俗字考
- ㊶ 猿猴生贖
- ㊷ 浦嶋之子
- ㊸ 花咲翁
- ㊹ 舌切雀
- ㊺ 西鶴
- ㊻ 羽川珠重
- ㊼ 實語教
- ㊽ 我末也
- ㊾ 天祿獸
- ㊿ 伊豆の海

葵石雜誌總目錄完

緊略

抱朴子曰夫非漢陳之人不能料明珠於泥淪之蚌

非泣血之民不能識夜光於重崖之裏

之中而笑弥天之大鵬才斂遊牛迹之水不貴橫海

之巨鱗とつりつりくろの語を素とる小真玉最辨

識易ゆへん玉をささぐるりの燕石を十襲し人を知らざるりの前

着の信を奪たる玉と人との辨あるべし楚文の下和を奉昭王の孔子を封

んとさるるれさる吾身を首とともうその是非を列とるを

鳥の雌雄は壁言ひ誰知鳥之雌雄鳥の雌雄もる不列べし余雅と書よ

これをいへり余雅云鳥雌雄不可別己を知らる難くもあらるるれを山鳥

の弱死とる小壁言ひ山雞有美毛愛其色終日不去目眩則

死死光光と亦是茂先が博物志よつりこの鳥り己を知らば美毛あ

とも愛むべりうと愛せぬいりせり孤孤の境小なす孰かぬ悲鳴

び人己を知らば才を愛して母が才小惑溺と玉と人をささぐる

ともあらし是非を列とあらんや古人の情才は過今人の才情は過王仲

任も又つり廉を稱とるりの必貪玉拙をりかりのの縛るよらめ予

これを念ひれを思てオレ己を知らるるより七年未聞右書を

抄録し或の物あらる人の考たりる筆の迹をささぐりうと書

ありし母のれを人に向んとさるるされ玉の石は混ざる混と

いさ敷ふべりう偶彼虎丘の智識ありしどのうのを説も喻説ふ

る燕石も改べし書小畧を述例を舉とらるる巻端は題とらふと

尤の如し

らの書通俗を旨とる更文辞を飾らば要を提繁を焚りつらる

童蒙のふよら事實の俗は遠れりのあり又俗は近れりのあり

數百年前ある史傳より。近日の巷談まで。彼此となく抄録し。これより加ふる愚考をとりて。實に警を醸するの所あり。

○字音の假名遣を正ユズ。傍訓細まう。續きつづく。且刑人を勞

んことを厭はむ。よりシヨウをセウと。テヤウをテウとする類多あり。

本文とのども備書のおも。陽をわめるべし。予が著述書肆。清索也

らる。その年中數十巻。その故より更な校し。ゆゑ及び備書嶋岡生

が清書。これより。予が刑罰氏に属す。

○予が予が予の人。の字く。予が觀る所。人の觀る所。予が考ふる所。人の

考ふる所。予が予の殊説異聞。酷く。予が一身の意。返は。これと十

回の批評。これより。予が曩編。予が暗合。予のあ。予が宜披。閱者の筆削。予

仕と。予が予の古人の隨筆を觀る。予が千萬言。予が取。予が予の予。予が予の予。

○予が予の古人の隨筆を觀る。予が千萬言。予が取。予が予の予。予が予の予。

高儒といふも。瑣言。勝記。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。

予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。

予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。

○予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。

予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。予が予の予。



著作一室

文化六年己巳春三月上己 簞笠隱居題於飯台

十二臺

琴履興繼

琴履興繼



卷之六

琴履興繼

草中誤說將

車馬

立上曾易踏

士羊

琴履興繼



三 更 鐘 更ハ漏刻の爲ニ用之連車
宮漏有六更。君王得景起。

時ノ鐘鼓をうらと和漢のつれの時よりとつらうを詳よてん事物紀原云
更一點起於易繫九事重一門擊拊之說自黃帝時也。と
りり按むらう易繫辭下傳云。重一門擊拊以待暴客益取諸
豫と云えたり拊ハ拍子木とれハ都城の門子暴客の来るをえん拍子木
と鐘とて也也更点より異らうん致六更のる宋の共邁が俗考よりえたり
尤と抄録と

俗一考云。漢書候士百餘人。五十分夜擊刁斗。○解按正史通考
註古者軍有刁斗此予有刁斗之方音報並
改刁爲斗不知史傳有刁斗無斗字讀作也。自守師右曰。夜有五更。故
分而持之。唐六典大史門典鐘二百八十人。掌鐘一漏
正五振通片二十五。而及州縣更漏皆去五更後二
點。又并初更去其二點。首尾止二十一點至今仍之

故曰。一更三點。禁人行。五更三點。故人行。宋大初以
鼓多驚寢。遂易以鐵磬。此更鼓之變也。或謂之鉦。即
今之雲板也。衛公兵法曰。鼓三百三十三。槌為一通。
角吹十二。聲為一疊。鼓止角動也。司馬法曰。密鼓四
通為大鼓。夜半一通為晨戒。旦明二通為發餉。今
早一晚各止一通。其鐘聲則一百八撞。以應十二月。二
十四氣。七十二候之數。この後よりんが更点ハ秦漢以前既よん
あり或ハ鼓をりり或ハ鐘をりり或ハ鉦をりり。と衛公の鼓の二百三
十三槌宋朝の鐘声一百零八。天朝の鐘声七十二との十二時各二
鐘とを加え合へる一百八とる。とれハその教宋の鐘声と同ト
時の鐘の少大玄經より先より南唐常志より亦その注ハ懼阿含經を引く時の
鐘の二を載れんと此の鐘は舒明紀小天皇八年乙丑朔。大流王謂

豊浦大臣群卿及百寮與參己懈自今以後卯始朝
之。三後退之。同以鐘為節。然大臣不從。といふべし。んえたり
あつれどもこのあつれいしや行まじ。 天智天皇の十年に黃書本實水泉
を献同年の夏四月にあつれ編封を用ひ鐘鼓を動し候時を打せらる
り日本紀にええり時の鐘をうらへ 天智の御宇よりはすれ
數のあつれい延喜式にえたり亦夜行公海のと奉勅文辨にえ也 抽子あつれ火是本と
案留邊あつれを夜行公海の今夜巡るといふのあつれい中葉より
まつれを盛の月を吹らるや赤染右衛門集よりかち又午の貝を吹らるれ
未のあつれ近はたより 皇朝隨筆も 又漏刻博士を周易博士より 兼
あつれり十訓抄卷の二に權漏刻博士季親といふありり周易博士と
その道せよ抄にえありりれど風月の方とあつれいあつれりりり云と
繪給あり権を古今著は集より桂に傳れを卷の十六の五十三にえたり

夜半の九

近曾夜話に一友人とあつれい及び一今の時の鐘の數不所と應を六
しつ五つ四つ九つ八つ七つ至るも亦六つあつれい數の行は推れるやと問は
る楊子雲が大玄經に本つれり律呂の數あり又あつれい九九のあつれい
九を數の止りといふと古人も數の二を生し九は生るといり且九の陽
數ありりりりこれを日中午に配を午も火も陽なればなりと
と夜半の二六時中の正中は當て九をりり右より出ると九の數は
あつれいんと答にあつれいを推んといふとあつれい所はると雜書など
つりりのもも記するにえだれに童蒙のあつれいは
○ゆるれ草紙物語より二つ子四つあつれいあつれい今俗も丑にりりりり
二刻丑の二刻ありあつれいを世俗の只子の刻丑の刻とせりり一時の
あつれいあつれいりりり三正俗解は正初更点の辨あり正とあつれい時の正
初と世俗の九つ時八つ時といふが如く初とあつれい前の時とあつれい中

一時正初十刻あり一更五五刻あり十二時十二刻と配當し一唱二唱の和漢
今昔の國あり我俗鐘声の國て己時を四時午時を九時と唱る
るの本据あり三正俗解もられを辨る今世の同もの衣服の新
舊を論るこれいハ比彼ハ七比とどりか昔午の時申の時といふ
致さるこの俚語も又在り方平記は武者の出立をりか知りてこの時を燈
直垂してと書く是則今俗の四比といふが如く亦江戸の俗佛堂小母は
大念仏を合して心を鳴らんとをさるるは早晩よく暮
勤行の入りあり

(三) 正五九月

正五九月を避るといふは宋の時の俗忌也本邦の障りもある事
文前集云今之丁官者忌正五九月或謂宋朝火德
火生於寅日也午墓於戌此三箇月謂之灾忌官廳
例減祿料無羊故謂無羊之月喪皆避之陰陽家云
武德詔此三月不行死刑禁屠殺又五雜俎云清
雜志云佛法以正五九月為齋素月不誨宰殺足破
答見といふ我俗の三箇月の娶招さ禁るといふといふるは
(四) 丙午 十二 附
五雜俎小吹劍録を引て云丙午丁未年中國遇之必有灾然
亦有不盡然者即百六陽九亦如是耳曲亭子云我俗未
と云丙午庚申の年を忌むとむ甚く或は丙午女子丙午の年を生るるは
女を食ふ或は丙午庚申の月女子を食ふと云ふは必盜賊と
云ふ故に庚申の日子丙午の月女子を生るるは必金をりて
と云ふ絶く本流あり宋より以降人の命運を定むるのハハ
一、只その年をの忌むるの目をかゝる忌といふるは年を忌むる

一、只その年をの忌むるの目をかゝる忌といふるは年を忌むる

子月を忌む日をも忌むべし... 子丑寅卯の十二支...
既より事ハ中ノ辨ミ... 丙ノ讀為火之
兄。丙者言陽道著明故曰丙。正字通云。篆作丙亦作
火。陽火也。从火。光天之下盛大發揚也。云。午亦陽火之
四方小配也。とらへ南方乃四時配也。とらへ夏たり月配也。とらへ
五月乃時配也。とらへ日中より故又丙午の年必火災ありとりの故り
俗説より後より丙午の年大災ありとらへ壬子の年亦水厄ありとせん
讀為水之兄。壬之為言任也。言陽氣任。艱于十也。とらへ
陰屬也。四方配也。とらへ北方乃四時配也。とらへ玄冬乃月配
也。とらへ十一月乃時配也。とらへ夜半乃世俗只丙午の年火災
ありとらへ壬子の年亦水厄ありとらへ丙午の年亦信也。とらへ
續とらへ... 偶然とらへ... 太一歲在午曰敦

敦盛也。祥壯也。言萬物壯盛也。亦云。午者陰陽交而
得布。故曰午。とりの字書。午ハ情也。ありて情ハ觸也。逆とらへ達
も續て情布ハ分布ハ阻礙不依。順曰情。とらへハこれらの説より午の年
は生れとらへ婦を忌むやあらんと。縁命家の説より生たる年をのぞき
り。とらへ絶とらへ。丙午の年をりて生たる女も忌む。とらへ庚申の俗
忌ハ進とらへ。とらへ
俗説より大約男子ハ二十五と四十二を厄年と。女子ハ十九と二十三を厄年と。と
とりの或ハ丙ノ陰の數五ハ陽の數七。陰上より陽下より。故小男子
も乃年二十五に至るりのを母も又四十二の數も陰に屬し。陽
より且四二を統て死と。男子最これを懼亦十九ハ十八雲乃數九ハ陽の數なり
その陰上より陽却下より。故女子これを懼ス。二十ハその數陽を重
且事の敦藉とらへ。を俚語に散とりの三三と散とらへ。判ゆらへ。

一 奴婢合所生子可後母事

捕亡令云。兩家奴婢俱逃亡。合生子並後母養解云。

釋官私奴婢與官戶家人。合生男女亦同。

案之。於奴婢者律比畜產。仍所生之子。皆後母也。

之の如く。うんえたりこれの兩家の奴婢逃亡。合所生の子を生たれその子と母

不属らる。故のうんえれば奴婢の畜産は比と解まはるか家の猫隣家の猫と

まいりり子をを生たれ牡猫のこれあがらぬ畜産の母のりりまのれりて

らる。奴婢密通の子よりなり。その母は後母を古法をるをひあてまつ

る。世俗女子の母は後母とありあるべし。今も田舎の奴婢の合所産る子を

賣子と号し。藩士の家僕と。生涯の進退を主人のまじりてとるは

古法に同書同義第五十一條云。

一 家人所生子孫相養可為家人事

戸令云。家人所生子孫。相養為家人。皆任本主。馳使

唯不得盡頭馳使及賣買。

素之。至于累代賤職之類。子孫養而可傳。但臨時

追後之。後苗裔繼而無仕矣。

これらひらりり家人子庭子の。臨時追後の後。一季半季の奴婢を

り。これら子孫を。後。はる。と。なり。と。

六 関雲長

演義三國志卷之一。宴桃園豪傑三結義。聖歎本云。云。云。云。

義と題を毎本題月又大同。との。小異あり。文も。長短あり。

身長二尺。面如重棗。脣若塗朱。一塗脂。とあり。重棗の。云。云。云。

と。東を重東と。ひらり。五雜俎。よ。え。な。れ。り。東を棗。と。誤。り。云。云。云。

ら。棗の上。又。漆を塗。り。け。る。を。重棗。と。し。り。重棗。の。東。の。色。の。一。は。赤。ん

をひるまやとある人のひりり後萬曆版の演義三國志をひるまや同如
薫業とありこれより後わらわらと薫のあまると訓を帝紀よきと
帝紀よきを薫る如しといふは勇士の相貌をひかふる他本はひるま
字の心を取し重更は怪りたりといふは曉りぬ
國の余象才が演義全像三國志評林 京本と 卷の五 関雲長 延津
殊 文 魏とのみ版は曹操壽亭侯の印を鑄る張遼一関公を贈り
しふは愛ふと漢字を加えたり再び終りしは関公笑る丞相よりいふ
これよりいふは遂に受たりとあるは金聖歎本よこの教行を削去て
漢一とひるまは莫壽地名。亭侯爵名。俗本此一處多一能。今依
古一本削去とあるは亦外書よりこれを辨むる甚精細なり其聖歎
發明のよありと王崇簡が冬夜箋記にも又この論あり
王崇簡云。関雲長封漢壽亭侯。本亭名漢壽。今人

綱壽亭侯。以漢字屬上。

ひるまやとあるは疑ふべからずあり 天朝天明四年二月廿三日
關那河郡滋賀嶋の土中巨石のやう漢委奴國王印を掘り出さる
りその圖説好古日録にええたり亦同書に宣和集に載とあるの親
魏委王の印を載たりされ漢魏共よその國号を印文に冠らり證
とよきこの例をり推して漢の壽亭侯と唱るを怪しむるはひるま
ひるまの父國を封じたるは國号を稱するありともその土の長と
りのを封じたるは國号を稱する例なりと難せん歟漢の季小至て諸侯
叛て盜賊蜂起し位を篡りての教ありてこの時よ當り曹操執政し関
將を封侯し其の印を鑄とありんは漢の壽亭侯と稱するも由り
とりひるま宣和集に載とあるの親魏委王の印の圖史よありとも
後への偽造なりともひるま近属滋賀嶋の土中より掘り出さる漢委

神の印と云ふ所のわづ是心越の境ありけるの致れを好古日録に載せり
りのとせり考ふる大同小異あり予が眼を過るところの二種は過せり
明が陣太鼓長崎某の家の炭中よりありりる南條子か西遊記といふ
ゆゑこれ関所の印と云ふもいふべしと云ふも本のみを関帝廟の印といふ

関帝が神灵感應の事諸書にあり謝肇淛云。今天下神祠
香火之盛莫過關壯繆而其威靈感應載諸傳記及
耳目所見聞者皆灼灼有據非幻也。如福列亂之
先。神像自動。二月乃止。友人
吾郡演武場新神像一匹者足踏其頂出。嫚褻語無
何。僵仆而死。則余少時親見之。以右之。張觀察竟文
上計。至桃源。病革移入王祠中。其兄日夜哀禱。經七
日。復蘇。親見神。拱其魂。以還。張君言之。歷歷如在。目

前者亦異。亦云。王自唐以前。未之有。聞迨宋以鹽池
一事。遂著靈。且張道陵於漢季為黃巾妖賊。王以破
書中起家。而冥冥之中。又聽天師號令。使其偽耶。則
當顯。僂之。使其真耶。吾未見道陵之賢於王也。此蓋
不可解者也。五雜俎見于卷十五。曲亭子云。關帝鍾馗が如く本邦の画工
それを画くと如く婦幼もいふべし。の関帝鍾馗あるをある。彼孔門の十哲の
如くは却てある。のよりり世俗兵勇を稱し奇を好むの賢者の世なり
らるる固は故あり

七 早遁大臣

鍾馗ハ原菌の名なりと本草綱目并に諸類書亦に逸志を引く唐の
玄宗帝の夢に終南山なる鍾馗の灵虚耗の鬼を退治ししを載る
後にもも猿樂なること他よりいふ婦幼もいふその名をたれりといふ

虚説する所の最は井澤氏が俗説辨よりありたるは今俗にこれを鍾燿
大匠と稱し逸志に載りたるは終南山の鍾燿は茶芽の進士のりは又大匠
と稱する所の謂あり按ずるは源平盛衰記卷一五節の夜間鐘の匠は
昔周成王の忠臣はキリウとりの兵あり依勸賞位至丞相早鬼大匠と
稱せしむるはえたりとのを響の説を又傳のやあり鍾燿と早鬼と音
近れをりて混とす鍾燿大匠とりのやありん盛衰記より早鬼の説は
考るべき一妄説あり

ハ 五 噫 歌

耕巷茨花よりどりのほりてえればあむらしたるもよひゆくをぞとて
延喜日本紀竟宴和歌藤原時平、大鷲鷯天皇 仁徳 をうみたるあり 仁徳
天皇の漸歌とて、民のあむらしたるなりひのひにまるとりのあむらしたるあり
とて、その書 標は盛衰記を引く延喜帝の御宇は飢饉疫癘

起るる天りも饑死するりのまゝなり民の空電もみだりひ朝迄七夜御代
ちりりりるれば右歌を思食せ

高れそよのほりてえれば烟なる民のあむらしたるなり
あむらしたるもいづれもこのあむらしたる水鏡にあるをいひりてえれば右思接ぎ
は水鏡仁徳紀の 四年とすうは二月はたつたるのほりてえりての民
のあむらしたるもいづれもこのあむらしたるもいづれも今よりのらとて年たをせとめ
あむらしたるのほりてえりてをいづれもいづれも七年とすし、四月は又とすうのほ
りて御覽にやなはるのあむらしたるもいづれもいづれもいづれもいづれもいづれもいづれも
はつたまのほりてえりていづれもいづれも曲亭子云、盛衰記のあむらしたるのほりてえりて
はせよ假字の日本紀よりいづれもいづれも高れ屋の御製日本紀に載られれば
はつたまのほりてえりていづれもいづれもいづれもいづれもいづれもいづれもいづれも

延喜六年日本紀竟宴和歌

得^ヲ大^{オホ}鷓^{サキ}鴉^キ天^テ皇^{ミカド}

左大臣從二位兼左衛門大將藤原朝臣時平

多^タ賀^カ度^ト能^ノ見^ミ乃^ハ保^ホ利^リ天^テ美^ミ禮^レ波^ハ安^ア女^メ能^ノ之^シ多^タ与^ヨ母^モ

余^ニ計^ケ右^フ利^リ互^テ伊^イ万^マ蘇^ソ度^ト美^ミ奴^ヌ苗^ル

神^シ巷^{コウ}院^{イン}花^ハの^ノの^ノに^ニ此^{コノ}の^ノを^ヲう^ウま^マや^ヤれ^レ再^サ拔^ハと^トる^ルよ^ヨの^ノ高^{タカ}樓^{ロウ}の^ノ

和^ワ歌^カよ^ヨの^ノ似^ニし^シる^ルの^ノ梁^{リヤウ}鴻^{コウ}が^ガ五^ゴ噫^イ歌^カる^ルの^ノ後^{ノチ}漢^{カン}書^{ショ}小^コ十^{ジュウ}二^ニ卷^{クワン}

梁^{リヤウ}鴻^{コウ}東^{トウ}出^デ関^{カン}過^カ京^{キヤウ}師^シ作^サ歌^カ曰^{イハク}陸^{リク}彼^ハ北^{ホク}邨^{ソウ}兮^シ噫^イ顧^コ瞻^{セン}

帝^{テイ}京^{キヤウ}兮^シ噫^イ官^{カン}阙^{ケツ}崔^{ツイ}嵬^{グワイ}兮^シ噫^イ民^{ミン}之^ノ劬^ク兮^シ噫^イ遠^{エン}遠^{エン}未^ミ

矣^ヤ兮^シ噫^イ肅^{ソウ}宗^{ソウ}聞^{ケン}而^ニ非^ヒ之^ヲ求^ム鴻^{コウ}不^ズ得^ズ見^ミ其^キ

ら^レん^ハ北^{ホク}邨^{ソウ}山^{サン}の^ノ巔^{ケン}ら^ウ帝^{テイ}阙^{ケツ}の^ノ美^ミ盡^{ジン}せ^ラう^ウ妖^{ヤウ}曠^{コウ}を^ヲう^ウ民^{ミン}の^ノ苦^ク勞^{ラウ}を^ヲい^イふ^フ

又^{マタ}う^ウと^トの^ノよ^ヨ云^クの^ノ和^ワ歌^カの^ノ帝^{テイ}阙^{ケツ}ら^ウ民^{ミン}間^{カン}の^ノ景^{ケイ}迹^{ジツ}を^ヲん^ンと^トり^リて^テ民^{ミン}の^ノ苦^ク勞^{ラウ}

を^ヲ憐^{レン}れ^レる^ル仁^ニ德^{トク}帝^{テイ}の^ノ御^ミら^シら^シる^ル深^シく^ク妙^{ミョウ}り^リと^トを^ヲ記^キす^スの^ノ意^イを^ヲ

果^ミされ^レば^バも^モと^ト言^ク茶^{チャ}の^ノう^ウら^ラあり^リ

九^ク恠^ケ刀^{トウ}袷^{ソウ}附^{ツキ}九^ク尾^ビ

萬^{マン}葉^{エフ}披^ヒと^トい^イふ^フの^ノよ^ヨ晴^{セイ}明^{メイ}が^ガ母^ボの^ノ化^カ衣^イの^ノ人^ニなり^リ遊^{ユウ}女^{ニョ}往^{オウ}來^{ライ}の^ノり^リの^ノと^トなり^リあ^ハら^ハぬ^ヌ

と^ト猶^{ユウ}鳥^{ニョウ}さ^サら^ラる^ルあ^ハら^ハぬ^ヌは^ハ又^{マタ}留^{リウ}られ^レ二^ニ年^{ネン}滯^{テイ}苗^{リョウ}あ^ハら^ハぬ^ヌ今^{イマ}の^ノ晴^{セイ}明^{メイ}誕^{タン}生^{セイ}あり^リ我^ガ

は^ハ童^{ドウ}子^シ三^{サン}歳^{サイ}の^ノ暮^モ秋^{シュ}一^{イツ}首^{シュ}を^ヲつ^ツね^ネめ^メて^テ曰^{イハク}悲^ヒしく^クい^イふ^フは^ハ子^シを^ヲう^ウま^マす^スて^テえ^エよ^ヨ

和^ワ泉^{セン}る^ルあ^ハら^ハぬ^ヌの^ノ田^{テン}の^ノ裏^{ウラ}の^ノう^ウら^ラえ^エ葛^{カク}の^ノ葉^{エフ}と^ト絲^シを^ヲぬ^ヌひ^ヒて^テり^リ泥^デ消^{シヨウ}す^スよ^ヨ失^{シツ}より^リ

晴^{セイ}明^{メイ}二^ニ路^ロの^ノこ^コら^ラり^リま^マぐ^グ母^ボの^ノ孫^{ソク}也^ヤ一^{イツ}秋^{シュ}を^ヲ知^チず^ズと^ト母^ボり^リひ^ヒ和^ワ泉^{セン}の^ノ母^ボ行^{コウ}の^ノ

田^{テン}の^ノ裏^{ウラ}を^ヲ入^イる^ルを^ヲう^ウら^ラぬ^ヌれ^レが^ガ社^{シャ}壇^{タン}ら^レれ^レあり^リ伏^{フツ}洋^{ヤウ}さ^サる^ル母^ボの^ノ衣^イを^ヲ初^{ハジ}め^メと^ト

と^ト古^コ老^{ロウ}怪^{ガイ}し^シる^ル靴^{ケツ}一^{イツ}匹^{ヒツ}を^ヲう^ウま^マす^スて^テえ^エよ^ヨ我^ガと^トを^ヲ汝^ニが^ガ母^ボと^トい^イふ^フ失^{シツ}より^リ

ら^レれ^レ即^{ソク}ち^チの^ノ田^{テン}の^ノ的^{テキ}林^{リン}ま^マり^リ御^ミ坐^ザなり^リ云^ク云^ク曲^{キョク}亭^{テイ}子^シ云^ク簋^{クワイ}簋^{クワイ}枚^{メイ}の^ノ誕^{タン}生^{セイ}あり^リと^ト

は^ハ世^セ人^ニを^ヲう^ウま^マす^スて^テえ^エよ^ヨと^トい^イふ^フは^ハ原^{ゲン}の^ノ靴^{ケツ}の^ノ女^メと^ト化^カして^テ人^ニの^ノ妻^メと^トなり^リの^ノは^ハら^ハ

水^{スイ}鏡^{キョウ}の^ノ鏡^{キョウ}よ^ヨり^リて^テ作^サり^リ殺^{コロ}す^スと^トい^イふ^フは^ハ又^{マタ}悲^ヒしく^クい^イふ^フは^ハ子^シを^ヲう^ウま^マす^スて^テえ^エよ^ヨ

和^ワ泉^{セン}る^ル云^ク云^クの^ノよ^ヨも^モ本^{ホン}歌^カあり^リ古^コ今^{イマ}著^{シヨ}聞^{ケン}集^{シュウ}云^ク鳥^{ニョウ}羽^ウ宮^{キヤウ}天^{テン}王^{オウ}寺^ジ別^{ベツ}あ^ハら^ハぬ^ヌ

之号^シ未^レ見^ル首^ノ丘^ノ之^ノ實^ニといふ秀句のいざらる。後三條院のこの
定文を御覽下す。ありは感^カせざるは隆綱が宰相中物を退分^シ
とひたるは、一^ニ此^ノ僻事^ニなり伊勢大神官八幡宮いづれも、^ヒヤ^ノヤ^ノと
作られける。見^ル于^テ卷^之二^ノ 物^ノま^ハれ^ルを神^トし^テ祭^ルる^ル由^ニ未^レ久^ク昔^ノ唐^ノ山^ノ
岳^ニゆ^リたる草鞋^ヲを被^テる^ルのゆ^リり^リ衆人^ノの敗鞋^ヲを^シて
祭^ルる^ル必^ズ霊^{アリ}とい^フり今^ニ我^レ信^ハれ^ルは過^ナりその靴^ヲを^シてありつ^テ神^ト
と尊^ニ信^スと^シて其^ノ灵^ニ草鞋^ト大王^トなり^テや^ハか^クり^テや^ハ佐渡^ノの狸^ノのあり^テ
靴^ヲを^シて^ハ狸^ノの人^ト又^ハ憑^ルり^テあり^テと^シて四國^ニも靴^ハ渡^ラる^ルとい^フる^ル但^シ近^ノ属^ニ
也^ハ白^ノ靴^ノの^ニも^ハい^テとい^フり是^レ否^ハとい^フる^ル

○物の妖^ルる^ルは靴^トなり^テの^ニあり^テも物^ハ異^ニ類^ヲを^シて老^ノ靴^ノの美^トなり^テ
ある^ルは^ハわ^ハる^ル人^ノの妻^トなり^テ子^ヲを^シて^ハ靴^ノ狸^ハ種^ニ類^ナれ^テも靴^トと狸^ト
と^ハつ^テ子^ヲを^シて^ハ靴^トと^ハ狸^トと^ハ同^ノ物^ナれ^テも靴^ノ小^ノ大^ノ

長^ク便^ニあり^テる^ル屋^ノら^ハ鴻^ノ雁^ノ黄^ノ雀^ノの類^ノの^ニ似^テる^ルと^ハい^フる^ル
雄^ノは混^ニ合^スる^ル自然^ノの理^ナり^テ鶴^トの^ニ似^テる^ル雄^ノは性^ニ淫^ニる^ルの^ニ似^テる^ル
鳥^トと^ハつ^テん^ノを^シて^ハ鶴^ノの^ニ似^テる^ル鳥^ノの^ニ似^テる^ル餘^ノを^シて^ハ鳥^ノと^ハつ^テる^ル
飛^ハる^ル似^テ大^ノ雁^ノ無^ニ後^ノ趾^ト文^ノ性^ニ群^ニ居^ル俗^ニ呼^ビ獨^ノ豹^ト老^ノ妓^ト似^テ
也^ハ故^ニ老^ノ妓^ト名^ニ鴨^ト子^ト洪^ノ邁^ト俗^ニ考^スる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
り^テ邦^ノより^ハこれ^ハ實^ニ言^ハと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
も^ハ杜^ノの^ニ似^テる^ル明月^ノの影^ヲを^シて^ハ似^テる^ルとい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
龜^ノの^ニ似^テる^ルは^ハら^ハる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
必^ズ有^リ杜^ノの^ニ似^テる^ル北^ノの^ニ似^テる^ル又^ハ自然^ノの理^ナり^テ人^ノの^ニ似^テる^ル長^ノ物^ト
の^ニ似^テる^ルの^ニ似^テる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
多^クあり^テも^ハ秋^ノに^ハ犬^ノ猫^ノ狸^ノと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル
人^ノを^シて^ハ婦^ノ女子^ノの^ニ似^テる^ル蛇^トと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ルと^ハい^フる^ル

くその虚實をさるべしめらるるごとく故事とありて人終に疑ふこと怪
むべしなり

同より馬の雌雄をめぐらさるるもの字の准りありたり
うひとあとのども准るべしとめひひのいづれ四つありありめ
群とよりのあればめをさるる唱まれる致しれの約めありハ曇
ひりその比母のれ巽沖師の説よりうひひとハ愛食菓こころめ
まのふ訓は蛇足の辨をさるるのふ書つひう怪ありハ南留
志は雀部さるるべしとむむとさるる鶴鶴と書依くまこれより
とより又一説は雀字大雀部と古事記に書さるるハ古刻
まへちとハ少れりハ本州綱目時珍説上女ハ其容さるる雀ハ短尾
の鳥を稱する字ありハ雀字雀字を依くとより後世とて稱く
すめと訓も少れりハ雀字雀字とめらるるハ雀とハ雀の雀なり

よその狭絶とのりの看妻娘とりハ草子と皆少れりのこと一友人の
あるうーハとらあれりの載りハ南留志の説を補ふなり
愚接ぎハ日本紀のハ雀字雀字を大鶴鶴と書たりハ鶴鶴ハ今こそ
さると留るるその取雀よりハ雀字雀字を大鶴鶴と書たりハ鶴鶴ハ今こそ
まは雀のそれよりちたハ雀字雀字と唱へるなり

白氏文集古塚狐妖且老化為婦人顔色好頭變雲
鬢一面變粧大尾曳作長紅裳徐徐行傍荒村路日飲
暮時人靜庭或歌或舞或悲啼華肩不舉花顏低忽
然一笑千萬態見者十人八九送假色送人猶若
真色送人應過此彼真此假俱送人人心惡假貴重
真一狐假女妖害猶淺一朝一夕送人眼女為狐媚害
即深日長月長溺人心何况寢粗色盡惑能發人家

覆人國君看為害淺深向。豈將假色同真色。曲亭子云
世の童子ホヤムぐらこの詩を誦しつゝ狐の化しき美女とあれども人々
を迷はるのを改むるの害淺し真の女が狐媚をとりてはれその害
日月長く月長く人の心を迷はるれば廢椒妃が類人家に
一人酒を覆ひ至まり豈假色をとりて真色と同くらんやといひ
狐が人の婦とあり子を生りあはれ真の色は等白氏も真假を論
むるものありんか一笑を發すべし

○唐山演義の書に九尾の老狐化して妲妃となり紂王を迷惑せしむるを
作ししるふも好車のものありき 近衛帝の宮嬪玉藻前も狐
妖を作りしるふに謡曲の滑躰あるが何人の序ありて後玉藻前も狐
の淫靡ありぬる草紙より字本より行はれ近衛曾繪より板に傳へ

よく行く行は九尾の狐といひ妲妃玉藻前もこと候も合点せり今法
系九尾の狐の端獸に長氏春秋。禹年三十一未娶行塗山。恐時
暮失嗣。辭曰吾之娶必有應也。乃有白狐九尾而
于禹禹曰白者吾服也。九尾者其證也。于是塗山人
歎曰。綏綏白狐。九尾。應成于家室。我都悠思。于是
要塗山女。○白虎通。狐九尾者何。狐死首丘。不忘本
也。明安不忘危也。必九尾者何。九尾妃得其所。子孫繁
息也。於尾何。明後當蓋也。○滑確居類書。郭璞贊。青
丘奇獸。九尾之狐。有道翔見出。則銜書作瑞。周文以
標靈符。亦王褒四子講德論。文王應九尾狐。而東夷
歸。周武王獲白負諸侯。同辭。然らば祥瑞を奉たり亦
海經。青丘山。九尾狐。能食人。食之不盡。又同書。青丘

之國有^ニ狐^ノ九尾^ヲ德至^ニ乃^チ未^レ注^ニ青丘國有^ニ東海^ノ之^北也^ト

○酉陽雜俎。段一成^一式^一云^ク狐^一夜^一擊^レ尾^ヲ火^一出^ル將^ニ為^レ怪^ト也^ト戴^レ髑^髏

髑^髏拜^ニ北^斗髑^髏不^レ墜^ル則^チ化^ス為^レ人^ト也^トつりこれ^ハ因^テ狐^ノ髑^髏を

戴^クふ^レを物^モも書^ク之^ノ圖^モ画^師の筆^ヲえん^トれば^ハ婦^切もさ^らう^レこれを

去^レれ^トも^レれ^トも髑^髏の^ミ之^ノ限^ラぬ^マ亡^友某^ノ語^ヲ嘗^上も^レあ^レじ^トん

九月^ノ比^降ふ^レた^ル雨^霽ふ^レた^ル端^ニは^ハ草^狩を^セや^とく^レ女^々ら^ぬと^も軍

を^誘引^ク田^中の^捷徑^を由^ク野^狐の^行を^サらん^とも^さる^レ近^クを

見^テし^レられ^バを^去れ^バ狐^一條^ノ枯^草を^弄て^野を^敷たり^タる^林の^葉を

拾^ヒつ^レる^芦へ^はけ^らぬ^レや^らり^彼竹^のみ^よの^くも^さる^レや^あん^音を^とと^密結

く^もる^レも^もも^也哉^維の^蔭を^集合^スり^いふ^んた^る狐^のと^もさ^らう^レん

林^の葉^をさ^らう^レん^とも^の芦^吹の^とも^の竹^の葉^のと^もの^葉を^集め^テ結^スる^レあり

一^ノが^忽ち^{えん}う^レあ^ひぬ^レう^レあ^れり^のえん^とも^さる^レ目^の傾^レたり^後ぬ^レ

と^も先^ニち^らあ^らう^レり^つ亦^ニ河^也く^よひ^うひ^る独^木橋^のほ^とり^は微

妙^ラう^たけ^らる^女楓^のの^ろろ^と流^る一^行を^肩う^てさ^りあ^やん^たる^いふ^り

あ^らん^もあ^らぬ^女女^こり^との^疑ふ^もあ^らぬ^今の^野狐^のの^りの^やら^ら

敷^レる^一枚^の衣^をあ^らう^レり^とも^あら^うく^小石^塊を^とり^てい^くも^化ぬ^レも^よ

い^くも^吾悔^を歎^レん^と罵^りは^けを^とく^レと^むれ^ば女^のい^くも^とら

て^田の中^五さん^さう^りも^や飛^ぶり^んん^んん^ん若^きあ^らん^小松^山い^くも^とら

い^くも^の狐^のの^後方^をさ^らう^レり^つ書^のの^まの^りの^青の^狐の^妖ら^うた^ら

髑^髏を^戴れ^藤を^敷く^とら^うの^みれ^とも^限ら^ぬ別^に御^まる^らん^と

い^くも^亦相^摸の^尊を^さら^うり^五里^をさ^らう^り甲^列の^から^ぬと^らう^らあ^ら丹^次の^の狐

よ^くも^字丹^平と^呼ぶ^りの^狐を^物と^世の^人は^怖れ^入る^も憑^きる^狐と^も難^く

物^とあ^らん^厚木^の女^人あ^らう^レり^た狐^の物^とら^うの^さら^うあ^れら^ぬと^もさ^らう^レり

○一む村のしんじりギクニを別よあふん中兼育のまを懐りて六月と書しが例レと
しんじりツヒ終り致すとすうとさぐく村の名は注すとすうユニ鏡めとたりの号あり

○二事、文前集云。尸子云。孔子過トウ盗泉渴矣而不飲ズ淮南
子亦云。曾子至シ孝不レ過セウ勝母。墨子非レ樂不レ入ニ朝歌。蓋

○三の名を憎めば。本邦も岐岨キツは向はとむが坂あり。孔子の道を尋ねる人
は禮儀タニふべし。東海道は親をたぶとすふとと唱る荒後あり又荒後又曾子又孝

○四松代よりりり母を頼むるをすしして使君のむろムロにカヒ迎の使者をつ
りて後よか通ひかて信別オモを越えつものとな迎の使者がらの姨捨オハスといはるよ

○五母を捨スの山ヤマのふらふらとあをひきし事コトをいふもこそあれとすことなら
あつらふらとあふん志シあるもの婦メとあつらふも見職ミシキ車クルマ一丹イツはあつらふら

○六前マヘ原ハラ善ゼン行コウと書し。桓武天皇の延暦廿一年五月庚戌ケツ庵相模國アツモ東トウ武ブ田デン行コウ途ト以ヨリ富士燒碑石塞道也シヤウ。聖年五月ゴトウ應オウ吉キチ亦オヒ近チカ江エの大津オホツの舊名キウナ古津也

○七あゝ書シ小コ大ダイらうラウとりの梨ナシふのその大オホらりの周メ一尺四寸北キタ圃ホふまマ一ヒト奥ウチ將マシ教コウ
田タの産ウチ化カがガ倍バイと狗イヌ樹ジュわワありて梨ナシ子コ落オチられレありとたの忍ニシ死シんシたタはハたタり

○八羊麻草蛇トクダマ毒ドクあるどりの草クサハ人ヒトの毒ドクあるんつとせられしとすこととす
草クサの實ミあるとすこととす毒ドクあるもの毒ドクの字ジを被カケられしを留トメまマたタるル世セの

○九似ニてテ非ヒなるものを犬イヌといはれし。本邦ワカの放ホウ實シツ歟カ。水スイ蓼リョウ。龍リウ葵キ。狗イヌ脊セキ。午ウ

とるも年山紀團靜齋隨筆亦字のを論下られたるは考漏されし

のりり今按じると玉海の安元三年四月二十日 宜旨依奉財神

藥給獄所 華とある條は田使俊行 藤原成直

又貞觀軍記又字荒川を市字 斑月十郎ありてんえーらの難波早尾荒川

斑月と稱する後世の苗字あり苗字の字の則字の異なることと人の

ら五郎六郎など稱するを世に異うれ其難波と稱し早尾と稱する

まは子孫へ傳るをりて苗字とあり人のあつるの父を同苗と唱ふるその義

審るり俗誤辨又今の苗字とありの姓氏はあつた家号とありと苗字の

字の字のむつらざらむれば此の字と稱する事山の字とありとあり

士は苗字とあり市人は家号とあり亦これあり

○今人の名を名昔といひ字を俗名といふは古も右もか助もといふ苗官名あり

といふ世をさうられし就中藤内身内など稱するの職の人は限るなり

藤原氏の内舎人なるは藤原と稱し平氏の内舎人なるは平氏と

稱する他は目の姓なりといふと奈苗志といふ王藏の三の姓なりと稱

原平二は田源なるのり今も身内藤原と書長男なりともを郎と稱

平氏の人源と稱し橘氏の人源と稱し清原なりとも清と稱する類も

右實の稱されども今も平源なりとも怪むるなり

○彦のいふく前者の稱麻呂は良賤の自稱あれど中葉より下賤の力のも成と

稱し女年ありては麻呂と稱するべし人の名をさうさう大りその時代を

推量するのぞかし白石先生の人名考又天つ武將の御名凡人の唱るる

やいふやうなやうな室所殿代々の簿は流傳するあり宝篋院殿の

簿を義詮ともし死詮の字を教と唱る人のれど並廣院殿を義教と

まじりておろしきなりといふその祖考の簿は同くは唱の名をいふ材なる

べし又詮の字を昭と唱る人ありて靈陽院殿を義昭と唱るなり

は又詮の字を昭と唱る人ありて靈陽院殿を義昭と唱るなり

也先祖の諱より同姓の者ありては拾遺節用亦をりては
詮の字を下と刻じ蓋宝逸院殿の諱をヨシトシとナセりや身ぬら
亦云大塔宮の御諱を獲良とありてモリヨシと世よりい傳はれど
モリナカとよじまはらざれぬれ又同時のころの義詮のころにせり
い傳るるくまのじと記されたりけりも諱ありての唱ありて傳
受ありての続ぬりの抄ありて南朝の將軍官懷良親王を世人只の
イリヤウとのを続くと大男をあらと貴人の諱より當時假字を附と
後せよ傳まはるるを覺る

○東鑑 正治元年八月廿日の記より前日中將家 頼家 景盛
を誅せられしに尼御臺所 政子 佐々木三郎兵衛入道と親
陳志ありて北條者親戚也仍て其人頗被寵勞情常令
招座右冷而令於被筆等無優賞刺皆令與實名給

之間各貽恨之由有其間所處於事令用意給者雖
末一代不可有蓋吹儀之旨被蓋諷諫之御詞と録たり預
猶官てしつども君に北條の元老ありとてども后たり君臣の間とらあ
その実名を呼ぶるを恨とせり亦日知無甚之江人君稱大夫字又為
七三一人主呼人臣字とりて後考ふべし

○平家物語 治承元年五月廿日の天長殿主明雲大僧正公精を傳止
らるるくく義人を以使さく如意輪の本まをせりてい持傳を放り
せらるる云云陰陽師あべの藤親がすまのいさなりを智者の明雲とあり
あふとせらるるぬ日月の光をあらとてくも雲ありとてまんり曲事
子云莊子の名者實之實也といりあふとて文字を擇べり同書り
清盤確禪の中あり比よよりよらるるをい見 白竹 せりて一首の御筆
そのをらるるをい見

疾のたるとなかりきよまのこほくきよまのたるとなかり

是よりして清盛のころのころとたてたり曲亭の云々平家朝の貞盛より代々盛の字をとりて名とせり疑らるる清く盛まるのちん秋の後への附會をらんり清盛のその行を流しめしめ一門不忠の高位高官あり升せりらん富を欲せれば化するべにされば不審清くして盛まるらん難き

○姓古の人の名も今より同くやくと或い文字の音をとりてあり或い文字も音と訓とをとりて併せありその人の隨意記よりたれば文字の勢も定りてなり代々仁明天皇の御代より今の代への如くまろい文字の訓を取らざるをもちよるなり神皇正統記よるされたり物 安康

雄略より推古の間大には真鳥馬子あり 仁賢天皇の四年 雄略以降三公百官草木鳥馬をとりて名とせりありなりその十が二を

本懐 孝謙の御時より柿本枝成 文徳の御時より橘百枝南淵永河

清和の御時よりト部て屋麻呂下野の藤子ホありてその名は國史に載るなりその餘も免魚養丈養堅魚真鯨ホ勝てりなり亦數十代の御代を経て

正親所院の永祿の比より楮國の武士ホも奇異あり名母なり

その十が二をとりて山中鹿成 幸盛秋宅庵成 寺本生元成 尤道理成 數

中前成 小倉鼠成 山上狼石成 以上尼子 此の餘朝倉家の十八村黨河地

家の十八村黨大内家の十本杖堂吉見家の八谷堂尼子家の九牛士

里見家の八六士牧宰又連のつどらりて軍陣に臨み名生るとりて敵より

りかゝるをばえさるんことを戦せり武備ありありて又備はるる名の野よりむさゆの猛たき推しとらる

○海客の人の名も今おぼしめされたり亦ありて小補なり

伊豆の大場の子民も東四郎太郎三郎 或は百太郎二郎ありて呼

曲禮の名字者不以國不以日月不以隱疾不以山川

のまゝその名をあらたにあらざるが如く秦の始皇帝の諱政とせしむる

正月を端月と唱漢の皇后の諱雉とせしむるが如く雉を野雞と改られたる

天朝の上下天子の諱の文字を避るとの如く唐の太宗の諱世と改られたる

唐の法則の如く唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

大伴氏を伴と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

を端月とせしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

大伴氏を伴と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

を端月とせしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

大伴氏を伴と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

を端月とせしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

大伴氏を伴と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

を端月とせしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

大伴氏を伴と改めしむる唐の太宗の諱世と改られたる唐の太宗の諱世と改られたる

天朝の右記録はなまじく定めて稱するの雅俗新古の差別あり文徳實錄卷十

天安二年三月乙亥丹波守後五位下文室朝臣助

率助雄者中納言後三位直世王之二子也

又同書第十卷天安二年六月

略傳經史云云

又同書第十卷天安二年六月

以乳母姓為之名焉。故以神野為天皇諱云云是より前後

○切る制度亦さるん

[Faint handwritten text in Latin script, likely bleed-through from the reverse side of the page]

養石雜誌卷之一

